

2 関係機関の機能充実

(1) 保健福祉センター（保健所）

【現状と課題】

- 精神保健福祉、難病対策、食品衛生などの専門的かつ技術的業務の充実や、市町や医療関係者に対する支援機能の強化などに加え、母親の育児不安解消から児童虐待の相談・援助などの機能の強化、健康危機管理の中核的機関としての強化を図る必要がある。

- ① 保健福祉センターの保健所機能としては、広域的、専門的かつ技術的な地域保健（公衆衛生）活動の中心となる行政機関として、医療機関等関係機関・団体等と連携をとりながら、県民の健康水準の向上や健康づくり、また、食品衛生や環境衛生、公衆衛生、環境保全の確保、健康危機管理などに大きな役割を果たしている。
- ② 保健福祉センターの保健所機能の強化にあたっては、国の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域特性や住民のニーズ等を充分考慮し、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として住民へのきめ細かなサービスの提供と総合的な地域保健対策の強化を図るため、以下の事項を推進することが重要である。
 - ア 精神保健福祉、感染症・結核・エイズ対策、難病対策や食品衛生、環境衛生などの専門的かつ技術的業務の充実及び母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉、精神保健福祉など市町が実施するサービスに対する専門的かつ技術的支援の充実
 - イ 地域保健福祉の総合的サービスの提供に向け、企画調整機能の強化とそのため
の情報収集、調査研究、専門技術職員の研修機能の充実
 - ウ 感染症や食中毒、災害など地域における健康危機管理の拠点としての機能強化

【対策】

- 地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての保健所機能を強化するため、専門的業務や企画調整機能などの充実、健康危機管理体制の強化を進めていく。

- ① 専門的、技術的業務の強化
 - ア 精神保健福祉、結核・エイズなどの感染症対策、難病対策や、母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉、精神保健福祉などに関する市町への支援など対人保健サービスの専門的、技術的業務の充実を図るため、国が実施する職員の実務研修への参加や専門技術者による連絡会を開催する。

イ 食品衛生、環境衛生、公衆衛生、環境保全、医療機関や薬局等の監視指導等の専門的、技術的業務の充実を図るため、国が実施する技術職員の研修への参加、監視指導の効率化・高度化や精度管理の徹底を図る。

② 研修・支援・企画調整機能の強化

ア 市町職員等地域保健に携わる専門技術職員の育成のため、介護保険や特定疾患に関することなど専門技術についての研修体制を充実する。

イ 地域保健対策において地域における中心的役割を果たすため、母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉など市町が実施するサービスについて専門的立場から技術的助言などの援助を行う。

ウ 地域で多数の関係機関が関与する保健対策全般の円滑な実施及び強化のため施策の企画・立案、計画の策定と推進及びその評価、保健・医療・福祉関係機関の連携強化等、企画調整機能の充実を図る。

エ 広域的、専門的かつ技術的な拠点として、地域の健康格差の縮小を図ることを目的に、広く保健・医療・福祉に関する情報を収集、管理及び分析し、県民や関係機関に提供するとともに、市町の健康増進計画等の計画策定、評価等の支援を行う。

③ 情報の収集、整理及び活用の推進

地域における保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集、管理及び分析するとともに、関係法令を踏まえつつ、関係機関や県民に対してこれらを積極的に提供するなど情報業務のシステム化を推進する。

④ 調査及び研究の推進

地域特性に基づく保健課題に即した調査研究の推進を図り、その成果を関係機関に還元、活用することにより、保健事業の推進に資する。

⑤ 災害対策の充実強化

ア 消防本部、システム登録機関等の協力を得て、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を利用した防災通信訓練を実施する。

イ 保健医療計画推進協議会において、災害時における各機関の役割分担と相互の連携に努める。

ウ 災害時には、EMISの運用確保と併せ、医療ボランティア等の受入れ、配置等の調整機能を確保できるよう体制を整備する。

エ 被災者等への保健活動が円滑に実施できるよう、市町の災害時保健活動体制構築への支援を行うとともに、保健師等関係者に対する研修等を実施するなど平時からの体制整備に努める。

オ 災害時には、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、圏域内の精神保健医療体制の整備に努める。

⑥ 健康危機管理体制の強化

- ア 平常時から健康危機に備えるため、市町や地域医師会、消防機関、警察機関等との、健康危機被害発生時の円滑な連絡・協力体制を確保する。
- イ 健康危機予防のため、食中毒や感染症などの知識の住民への普及や食品や毒劇物を扱う事業所の監視・指導を強化していく。

(2) 市町保健センター等

【現状と課題】

- 市町の保健活動の拠点となる市町保健センターは、16市町（23か所）で整備されている（平成29年4月末現在）。
- 市町は、生活習慣病対策や母子保健対策、介護予防対策、精神保健福祉対策等の保健・福祉活動の充実強化を図るため、保健福祉関係者の確保が必要である。

- ① 市町においては、身近で利用頻度の高い保健サービスが一元的に提供できるよう、地域保健法において、市町保健センターの整備が求められているところであり、平成29年4月末現在、県内16市町（23か所）で整備されている。
- ② 市町保健センターでは、健康増進計画や特定健診・保健指導実施計画等に基づき、健康診査、健康相談、保健指導等、住民のニーズに応じた計画的な事業の実施を図っている。
- ③ 市町は、精神保健福祉対策や母子保健対策、介護予防・生活支援対策等の保健活動の充実強化を図るため、市町保健センター等における総合窓口の設置や在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備を図るとともに、保健師や管理栄養士等保健福祉関係職員の確保が必要である。

【対策】

- 市町の保健活動の充実強化を図るため、専門技術職員の計画的な確保を促進するとともに、体系的な研修を計画的に実施し、人材の育成等を推進する。

- ① 市町の保健活動の充実強化を図るため、専門技術職員の計画的な確保を促進するとともに、職員の資質向上を図るため、体系的な研修を計画的に実施し、人材の育成を推進する。
- ② 保健事業評価を行い、かつ住民の多様なニーズに対応できるよう、計画的で効率的な保健事業を推進する。
- ③ 事業の将来的な見通しの下、保健師、管理栄養士等地域保健対策に従事する専門

技術職員の計画的な確保を推進することにより、保健事業の充実及び保健事業と介護保険事業等の有機的連携その他の地域保健対策の推進に支障を来すことのないように配慮する。

- ④ 保健事業の推進に当たり、県保健福祉センターからの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求める。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門職能団体及び地域の医療機関との十分な連携及び協力を図り、地域における人的資源を最大限に活用する。

(3) こころの健康センター

【現状と課題】

○ こころの健康センターは、精神保健福祉に関する技術的中核のセンターとして、保健福祉センターや市町が地域精神保健福祉活動を効果的に行えるよう技術指導や技術支援を行う機能を備える必要がある。

- ① こころの健康センターは、精神保健福祉に関する企画立案、市町や保健福祉センター等に対する技術指導及び技術援助、教育研修、精神障害に対する正しい知識の普及啓発、調査研究、県民からの精神保健福祉に関する相談、家族会や自助グループ等の組織育成の業務を実施してきている。
- ② 平成18年度から、障害者自立支援法の施行や精神保健福祉法の改正により、身近なサービスは市町が実施することとなったが、災害の被災者や犯罪被害者、うつ傾向にある患者や自殺者数の増加、また、薬物依存症等の依存関連問題など相談内容は複雑多様化し、一層の精神的支援を要する困難事例が多くなっている。
- ③ 平成23年に発生した東日本大震災を機に、改定された「災害時こころのケアマニュアル」により、先遣隊の派遣等のこころのケアに関する活動を実施してきている。
- ④ こうしたなか、地域ではさらなる精神保健福祉活動の充実が求められており、精神保健福祉に関する技術的中核のセンターとして対応し得るよう、こころの健康センターの一層の機能強化を図る必要がある。
- ⑤ 平成17年4月、発達障害者支援法に基づき、発達障害支援センターをこころの健康センター内に設置した。学習障害や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥／多動性障害などの発達上の困難を持つ人や家族、関わるすべての人のための支援センターで、対象は幼児から成人までである。また、関係機関も、保育園・幼稚園から学校、放課後児童クラブ、就労支援機関・福祉施設・病院等と幅広く、これらの機関との連携強化や支援センター機能の充実を図る必要がある。

【対策】

○ 保健福祉センターや市町が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、技術指導や技術援助を行うほか、医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係機関との連携強化を図る。

① 企画立案機能の充実

県関係部局や市町や警察などの関係諸機関に対し、専門的立場から精神保健福祉に関する問題点の提示や対応策の提案を行う。

② 技術指導及び技術援助の強化

こころの健康センターは、複雑困難事例に対し相談支援を行うとともに、保健福祉センター、市町及び関係機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行い相談機能の強化を図る。

③ 教育研修機能の強化

こころの健康センターは、保健福祉センター、市町、障害福祉サービス事業所その他関係機関等の精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準の向上を図るため研修を実施する。

④ 調査研究機能等の強化

ア こころの健康センターは、各地域の抱える課題の把握や分析を行い、課題解決に向けた地域精神保健福祉活動を効果的にすすめていくために、保健福祉センター、市町等関係機関と協働し、地域精神保健福祉に関する調査や先駆的モデル事業等を展開する。

イ こころの健康センターが実施した調査研究の成果を、保健福祉センターや市町等に情報提供する。

⑤ 普及啓発機能等の充実

ア こころの健康センターは、県民に対し精神保健福祉についての正しい知識の普及啓発を図るため、講演会の開催や機関誌の発行を行う。

イ 家族会や患者会等の組織育成に努め、その活動に協力する。

⑥ 発達障害支援センター機能の強化

ア 発達障害支援センターは、相談支援機関として来所者の相談を受けるほか、必要に応じて、心理検査や診察を実施し、発達障害に関する相談支援や発達障害の特性に応じた指導・援助を行う発達支援、就労に向けての相談や就労支援機関との連携を通じての就労支援等を行う。

イ 関係機関等に対して発達障害の理解を促すために研修会や講演会を開催し、普及啓発を行う。

ウ 発達障害支援センターは、地域の複雑困難事例の相談や発達障害に関する相談連携体制の構築にかかる支援を行うなど地域の相談機能の充実を図るとともに、保健福祉センター、市町及び就労支援センターなどの関係機関に対し、後方支援機関として、専門的立場から技術指導を行う。

(4) リハビリテーションセンター

【現状と課題】

- リハビリテーションセンターは、平成6年10月の開設以来、回復期を中心としたリハビリテーション医療、リハビリテーション医療専門職に対する研修、福祉用具・住宅改修に関する障害者等への生活支援や研究開発、リハビリテーションに関する技術指導等を行ってきた。
- 障害のある人たちが地域でできるだけ自立し生活していくためには、退院後の生活期リハビリテーションの充実が重要である。また、自立支援、介護負担の軽減には福祉用具の活用が必要であり、介護保険関係施設や障害者関係施設職員等の知識・技術向上及び相談・支援体制の整備が課題になっている。
- 難病や高次脳機能障害に対する相談・支援体制の更なる充実が必要であり、地域での生活支援や就労支援が課題になっている。

- ① リハビリテーションセンターは、平成6年10月に開設し、済生会金沢病院等との連携により、回復期を中心とした専門的なリハビリテーション医療を実施するとともに、障害者等の社会復帰や自立した生活を送るための福祉用具や住宅改修に対する相談、研究・開発、リハビリテーションに関する地域活動支援等を行い、さまざまな障害のある方々の社会復帰のため、地域の関係機関・施設との連携のもとで専門的かつ総合的なリハビリテーションの実施を目指している。
- ② 難病患者・家族の相談・支援の拠点として、平成18年度にリハビリテーションセンター内に難病相談・支援センターを設置し、医療やリハビリテーション等の相談に応じるとともに、患者・家族の交流会、ボランティアの育成、関係者研修会等を行っており、今後もその充実が必要である。
- ③ 交通事故や脳血管疾患等により記憶障害や注意障害などが生じ、社会生活への適応が困難になる高次脳機能障害者に対して相談・支援を実施するため、平成19年度にリハビリテーションセンター内に高次脳機能障害相談・支援センターを設置した。これら高次脳機能障害に対し、患者・家族に対する相談・支援や関係者の研修会等を行っており、今後もその充実が必要である。

【対策】

- リハビリテーションセンターのリハビリテーション医療については、済生会金沢病院が指定管理者として実施する。
- 市町職員や介護保険関係施設、障害者関係施設等の職員に対しリハビリテーションに関する知識、技術や福祉用具に関する研修等を行うとともに、関係機関の連携の強化を図るため、地域リハビリテーション推進事業を実施する。
- リハビリテーション医療の強化及び福祉用具に関する技術支援、研修をさらに充実させるため、リハビリテーションセンターの福祉用具や医療機器等を充実させるとともに、障害者の自立活動・社会参加を促進するため、県内のリハビリテーションに携わる人材育成に取り組む。
- 難病相談・支援センター及び高次脳機能障害相談・支援センターを設置し、難病患者と高次脳機能障害者に対する相談、支援、リハビリテーション体制の充実を図る。

① リハビリテーション医療の充実

指定管理者である済生会金沢病院は、障害の特性に応じたリハビリテーション医療を提供するとともに、研修の実施等による職員の資質向上等により、専門的な医療の提供を推進する。

② 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション推進事業の実施等を通じ、市町職員や介護保険関係施設、障害者関係施設等の職員に対する研修等を行い、退院後の高齢者、障害者等の在宅及び施設における日常生活動作のリハビリテーションや福祉用具の活用方法等に関する知識・技術の向上と、リハビリテーション専門職との身近な関係づくりの強化を図る。

③ 研修機能の強化

県内のリハビリテーションに携わる人材育成のため、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職に対する専門研修を実施するとともに、リハビリテーションセンターに高度な福祉用具や医療機器等を整備し、市町や関係施設の職員、福祉用具相談専門員等に対しても福祉用具活用のための知識・技術に関する研修を強化する。

④ 難病患者、家族の相談・支援の充実を図るため、今後とも難病相談・支援センターの充実を図るとともに、医療機関や介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携をさらに推進する。特に、学校やハローワーク、障害者就業生活支援センターとの連携を強化し、難病患者の就学、就労支援を強化する。

⑤ 高次脳機能障害者家族の相談・支援の充実を図るため、高次脳機能障害相談・支

援センターの充実を図るとともに、関係機関との支援ネットワークを構築する。また、障害福祉サービスによる支援が困難な高次脳機能障害者に対する支援を行い、支援手法の確立に努めるとともに、医療、福祉関係者等に対する研修を行い、関係機関で適切な支援が行われるよう体制整備を行う。

(5) 保健環境センター

【現状と課題】

○ 保健・医療に関する技術の進歩に適切に対応するとともに、県民の安心、安全の確保に係るニーズに的確に 대응するため、保健・環境行政の科学的かつ技術的な要請に応える機関として、その機能の一層の充実が必要である。

- ① 保健環境センターは、本県における保健・環境に関する科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関との緊密な連携の下に、疾病予防や試験検査方法等の調査研究、化学物質や病原体等の試験検査、保健衛生従事者に対する研修指導及び地域がん情報等の保健・環境情報の収集・解析、県民及び関係機関への提供並びに環境モニタリングの業務を通じ、公衆衛生及び環境保全の向上に重要な役割を果たしてきている。
- ② しかし、保健や環境に関する県民の行政ニーズが高度化、複雑・多様化しており、また、地域保健法に基づく基本指針に示されているように、生活者個人の視点の重視等の新たな地域保健体制や健康危機管理体制の構築が重要な行政課題となっていることから、これらのニーズに的確に対応し、効果的、効率的に地域課題を発見・解決するなどの役割を果たしていくために、調査研究・試験検査等の機能の充実を引き続き図る必要がある。

【対策】

○ 保健環境センターが持っている保健・環境に関する技術の専門性、総合性等や定量PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）装置等の高度な施設設備を十分に活かし、県民の健康を増進させる地域課題の先取りの調査研究の推進、迅速かつ信頼性の高い試験検査の推進、保健・環境行政に従事する職員の資質のより一層の向上を図るために、検査技術・情報技術等の研修指導の充実、県民に密着した感染症発生動向調査事業等の保健・環境情報の受発信体制の充実並びに環境モニタリング体制の充実を図る。

- ① 調査研究の充実
 - ア 疾病構造の解析や健康行動の解明等、県民の健康増進に寄与するために必要な基礎的調査研究を推進し、将来予測技術等を充実し、保健・環境に関する総合的調査研究機関としての機能の充実を図る。

- イ 化学物質を用いた犯罪等、健康・環境危機時に的確に対応するため、疫学手法等を用いた原因物質の究明等に関する研究、分析の迅速化・簡素化技術の開発、予防対応につながる将来予測・予知に関する研究等の充実を図る。
- ウ 調査研究の高度化や研究領域の拡大に効率的に対応するため、研究情報の交換、研究技術の共有により、大学・国の研究機関等、他の研究機関との連携体制の充実を図る。
- エ 研究評価体制の整備による調査研究結果の評価及び県民への研究成果の公表・普及を推進し、調査研究の効率性、実効性の向上等を図る。

② 試験検査の充実

- ア 遺伝子解析等の専門的かつ高度な技術や設備を要する検査、感染症発生動向等の全県的な視野を要する検査、精度管理上必要な検査、食品表示の適正を確認する検査等の新たな施策の展開のために必要となる検査等を重点として、検査機器の充実、精度管理の充実を行うことにより、試験検査技術の高度化、試験検査結果の信頼性を確保する体制の充実を図る。
- イ 健康・環境危機時における原因物質の特定等を保健福祉センター等との連携の下に迅速かつ的確に行うため、危機管理対応マニュアル、迅速検査マニュアルを整備し、専門的かつ高度な技術や設備を活かした検査体制の強化を図る。
- ウ 保健・環境に関する調査研究等他の業務との技術共有、情報共有による有機的連携の下に、試験検査結果の健康教育等への多面的、多目的な利用の推進を図る。

③ 研修指導の充実

- ア 保健福祉センター等の職員に対して、衛生検査等に関する試験検査技術、疫学的調査等の研究手法等の保健・環境情報の活用技術等に関する研修指導の充実を図る。
- イ 県内の衛生検査所等に対して、検査の信頼性を確保するための技術に関する研修の充実を図る。
- ウ 保健衛生分野や環境分野の専門家を講師として招いて行う特別講演会や当センターの技術職員を対象とした技術研修会を開催することにより、職員の技術向上を図る。
- エ 保健福祉センター等が行う市町職員等に対する教育研修や県民一般に対する健康教育等に対して、支援する体制の充実を図る。

④ 保健・環境情報の収集・解析・提供の充実

- ア 地域がん情報等の収集及びそれらの迅速かつ的確な解析、解析結果の提供を推進するため、関係機関の連携等による情報管理・処理体制の充実を図る。
- イ 保健環境センター内LANの有効活用を図り、効率的な情報の受信発信体制の充実を図る。
- ウ 感染症発生動向に関する患者情報、病原体情報の保健福祉センター、医療機関等関係機関への迅速な提供、県民への地域特性に応じた感染症注意報・警報の発

第6章 保健・医療基盤の充実

信体制の一層の充実を図る。

エ 保健福祉センター等関係機関との保健・医療・福祉情報、環境情報の共有化、有効活用等を推進するため、いしかわマルチメディア・スーパーハイウェイ（IMS）等による、保健環境センターを中核とした保健福祉センター等関係機関相互の情報ネットワーク化及び行政上共用性の高い情報のデータベース化の一層の充実を図る。

⑤ 環境モニタリング体制の充実

環境大気及び環境放射線のモニタリングについて、モニタリングシステムの充実等により、システムの運用からデータの処理、提供に至るまで、総合的な業務体制の充実を図る。